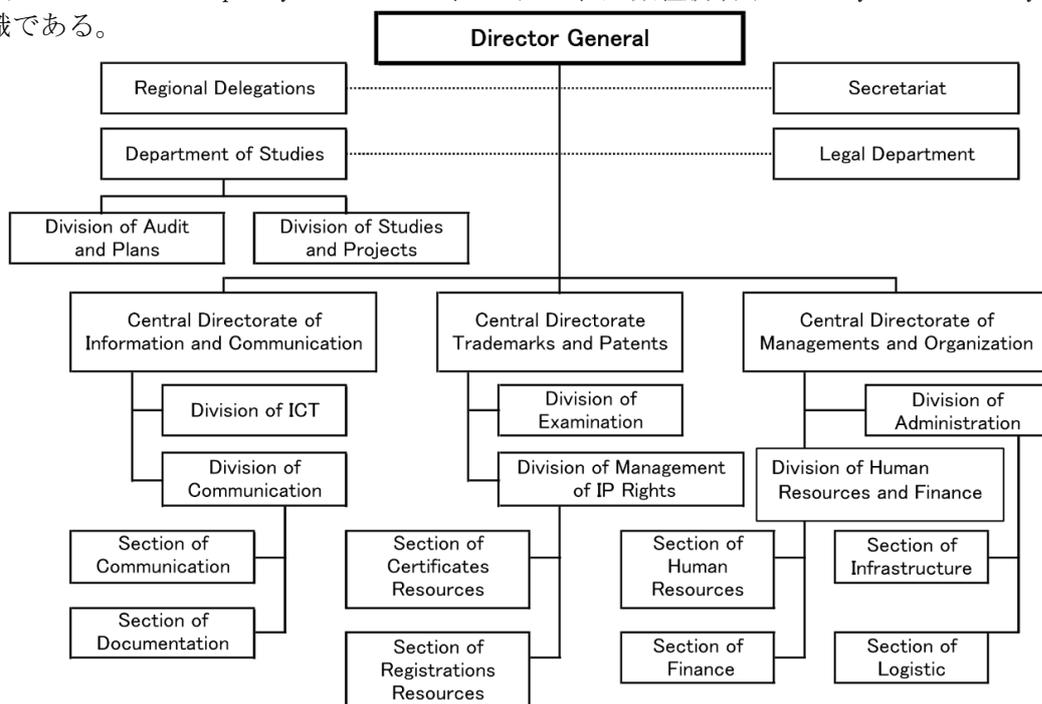


①国名	モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)				
②名称	Ministry of Industry and Commerce / Industrial Property Institute (IPI)				
③所在地	Rua Consiglieri Pedroso no. 165, P.O. Box 1072, Maputo				
④連絡先	(電話) (258) 21 354 900 / (258) 8 430 062 15 (FAX) (258) 21 354 944 (E-mail) ipi@ipi.gov.mz (internet) www.ipi.gov.mz/				
⑤組織の長	Director General : Ms. Sheila Judite da Silva Lopes Canda				
⑥沿革	<p>(1) 1975年6月25日にポルトガル植民地から独立し、モザンビーク共和国となった。</p> <p>(2) 初めての工業所有権法は1999年5月4日に公布され、1999年7月5日に施行された。</p> <p>(3) 続いて、2006年知的財産法第4号により改正され、2006年6月12日に施行され、さらに、2015年知的財産法第47号として2016年3月31日改正施行された。</p> <p>(4) なお、憲法は2004年に公布され、2018年6月12日改正としてWIPOに寄託された憲法には、知的財産に関する規定はないが、第82条に法律に基づく公正な補償による収用以外の私有財産の保護が規定されている。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、商号、地理的名称、原産地表示、スローガン、功績表彰				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1996/12/23	2013/11/22			1998/10/9
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1998/7/9			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1998/10/7	1998/10/7	2000/5/18		2002/1/18
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
		2023/10/13	1996/12/23		

①国名	モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	40	46	41	26
		(内 外国出願)	14	16	16	8
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	10	16	16	
	実用新案	全数	11	8	14	19
		(内 外国出願)	7	5	14	9
	意匠	全数	80	65	110	90
		(内 外国出願)	40	30	59	53
		(内 日本から)				
	商標	全数	3,697	3,467	3,027	3,194
		(内 外国出願)	1,989	1,968	2,315	1,574
		(内 日本から)	17	20	22	15
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	11	7	14	17
		(内 外国出願)	7	4	14	9
意匠	全数	80	64	110	90	
	(内 外国出願)	40	30	59	53	
	(内 日本から)					
商標	全数	3,760	3,056	3,086	3,683	
	(内 外国出願)	2,052	1,866	2,396	1,503	
	(内 日本から)	19	30	27	29	
出典：WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

知財庁 (Industrial Property Institute、IPI) は、産業経済省 (Ministry of Industry and Commerce) の下部組織である。



①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年3月31日施行、2015年法律第47号) 知的財産法
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ (知財法第9条)
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、特許協力条約 (PCT) 締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。(知財法第39条) ただし、雇用契約下では、報酬を支払うことを条件に雇用主に帰属する。(知財法第43条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。知財法の基づく手続は、モザンビークに住所を有する利害関係者又はモザンビークで登録された法定代理人又はその事務所によって開始できる。 (知財法第10条)
	⑦出願言語	ポルトガル語 (知財法第12条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(知財法第73条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (知財法第34条)
	⑩「グレース・ピリオド」	次の各事項は新規性を考慮しないことが規定されている。 (1) 発明者又はその権利の承継人による学会発表、博覧会における展示等による開示日から12月 (2) 発明者又は発明の承継人の意に反した開示の開示日から12月 (知財法第37条)
	⑪非特許対象	次の各事項が規定されている。 (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 純粋に精神的な行為、ゲーム又は事業を行なうための計画、規則、方法 (3) コンピュータ・プログラム (4) 美的創造物又は文芸的作品 (5) 情報の提示 (6) 人体若しくは動物に対する外科方法及び診断方法 (7) 原子力を生産することを目的とするもの及び方法の発明 (8) 植物及び動物並びにこれらを得るための生物学的方法、ただし微生物及び微生物学的方法を除く。 (9) 公序良俗、健康及び環境に反する発明 (知財法第38条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性、進歩性の実体審査を行う。異議申立があれば当事者の弁論が終了して審査される。(知財法第69条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。ただし、国内出願は方式審査後に出願日(優先日)から18月徒過後に要約のみが公開され、請求して全文写を入手できる。議定書出願及びPCT出願は国内移行時点で公開されたものとみなす。(知財法第66条)
	⑯異議申立制度の有無	有。公開日から60日以内に(ただし、最大1回60日の延長可)、利害関係者が知的財産庁に異議を申し立てることができる。(知財法第68条)

①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>																						
特許制度	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は最終的な特許公告から 90 日以内に無効を裁判所に申し立てることができる。(知財法第 24 条(5))																					
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年、又は特許付与から 3 年の何れか長い方の期間の不実施は、強制ライセンスの設定対象となる。(知財法第 90 条)																					
	⑲費用 単位 MZM (モザンビーク・メティカル)	<p>大臣認定証書番号 154/2023 年 12 月 29 日</p> <p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p style="padding-left: 40px;">出願料 12,150.00 MZM 審査料 15,000.00 MZM</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 年次 1,912.50 MZM</td> <td style="width: 33%;">8 年次 5,625.00 MZM</td> <td style="width: 33%;">15 年次 10,912.50 MZM</td> </tr> <tr> <td>2 年次 2,587.50 MZM</td> <td>9 年次 6,250.00 MZM</td> <td>16 年次 11,700.00 MZM</td> </tr> <tr> <td>3 年次 3,150.00 MZM</td> <td>10 年次 7,200.00 MZM</td> <td>17 年次 12,825.00 MZM</td> </tr> <tr> <td>4 年次 3,375.00 MZM</td> <td>11 年次 8,100.00 MZM</td> <td>18 年次 13,275.00 MZM</td> </tr> <tr> <td>5 年次 4,275.00 MZM</td> <td>12 年次 8,887.50 MZM</td> <td>19 年次 13,725.00 MZM</td> </tr> <tr> <td>6 年次 4,500.00 MZM</td> <td>13 年次 9,562.50 MZM</td> <td>20 年次 15,187.50 MZM</td> </tr> <tr> <td>7 年次 5,175.00 MZM</td> <td>14 年次 10,462.50 MZM</td> <td></td> </tr> </table>	1 年次 1,912.50 MZM	8 年次 5,625.00 MZM	15 年次 10,912.50 MZM	2 年次 2,587.50 MZM	9 年次 6,250.00 MZM	16 年次 11,700.00 MZM	3 年次 3,150.00 MZM	10 年次 7,200.00 MZM	17 年次 12,825.00 MZM	4 年次 3,375.00 MZM	11 年次 8,100.00 MZM	18 年次 13,275.00 MZM	5 年次 4,275.00 MZM	12 年次 8,887.50 MZM	19 年次 13,725.00 MZM	6 年次 4,500.00 MZM	13 年次 9,562.50 MZM	20 年次 15,187.50 MZM	7 年次 5,175.00 MZM	14 年次 10,462.50 MZM	
1 年次 1,912.50 MZM	8 年次 5,625.00 MZM	15 年次 10,912.50 MZM																					
2 年次 2,587.50 MZM	9 年次 6,250.00 MZM	16 年次 11,700.00 MZM																					
3 年次 3,150.00 MZM	10 年次 7,200.00 MZM	17 年次 12,825.00 MZM																					
4 年次 3,375.00 MZM	11 年次 8,100.00 MZM	18 年次 13,275.00 MZM																					
5 年次 4,275.00 MZM	12 年次 8,887.50 MZM	19 年次 13,725.00 MZM																					
6 年次 4,500.00 MZM	13 年次 9,562.50 MZM	20 年次 15,187.50 MZM																					
7 年次 5,175.00 MZM	14 年次 10,462.50 MZM																						
	⑳料金減免措置の有無	無。																					
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。強制ライセンスされた PCT 出願特許は、最初のライセンスの申出からライセンス期間中は年金が半額となる。(知財法第 90 条(5))																					
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議定書出願及び PCT 出願が特許され、モザンビークに通知されれば、国内特許と同一の効力を有する。(知財法第 79 条、第 88 条) ・ 拒絶又は取り下げられた議定書出願は、手数料とともに申請することで国内特許出願とすることができる。(知財法第 82 条(1)) ・ 特許出願は審査前であれば手数料とともに申請することで国内特許出願とすることができる。(知財法第 65 条) 																					

①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>	
実用新案制度	②最新実新案法の施行年月日	2016年3月31日施行、2015年法律第47号) 知的財産法
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ (知財法第101条による知財法第9条の準用、以下、第101条は省略)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、ハラレ議定書締約国、特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。(知財法第39条) ただし、雇用契約下では、報酬を支払うことを条件に雇用主に帰属する。(知財法第43条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。知財法の基づく手続は、モザンビークに住所を有する利害関係者又はモザンビークで登録された法定代理人又はその事務所によって開始できる。(知財法第10条)
	⑦出願言語	ポルトガル語 (知財法第12条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から15年(知財法第103条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (知財法第34条)
	⑩グレース・リオト	次の各事項は新規性を考慮しないことが規定されている。 (1) 発明者又はその権利の承継人による学会発表、博覧会における展示等による開示日から12月 (2) 発明者又は発明の承継人の意に反した開示の開示日から12月 (知財法第37条)
	⑪不登録対象	次の各事項が規定されている。 (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 純粹に精神的な行為、ゲーム又は事業を行なうための計画、規則、方法 (3) コンピュータ・プログラム (4) 美的創造物又は文芸的作品 (5) 情報の提示 (6) 人体若しくは動物に対する外科方法及び診断方法 (7) 原子力を生産することを目的とするもの及び方法の発明 (8) 植物及び動物並びにこれらを得るための生物学的方法、ただし微生物及び微生物学的方法を除く。 (9) 公序良俗、健康及び環境に反する発明 (以上、知財法第38条) (10) 医薬品及び農薬(知財法第96条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。異議申立がない場合、公告から30日で登録され、いかなる審査も行わない。(知財法第102条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はなく、方式審査後の公告制度がある。公告は出願日(優先日)から、原則、6月徒過後。(知財法第102条)

①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>	
<p>実用新案 制度</p>	<p>⑩異議申立制度の有無</p>	<p>有。公告日から 60 日以内に（ただし、最大 1 回 60 日の延長可）、利害関係者が知的財産庁に異議を申し立てることができる。（知財法第 68 条）</p>
	<p>⑪無効審判制度の有無</p>	<p>無。無効審判制度はないが、利害関係人は無効を裁判所に申し立てることができる。（知財法第 25 条(4)）</p>
	<p>⑫実施義務</p>	<p>有。出願日から 4 年、又は特許付与から 3 年の何れか長い方の期間の不実施は、強制ライセンスの設定の対象となる。（知財法第 90 条）</p>
	<p>⑬費用 単位 MZM (モザンビーク・ メティカル)</p>	<p>大臣認定証書番号 154/2023 年 12 月 29 日</p> <p>[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 4,556.25 MZM</p> <p>[特許権維持に掛かる費用] 1 年－5 年次 1,912.50 MZM(毎年) 6 年－10 年次 3,487.50 MZM(毎年) 11 年－15 年次 6,187.50 MZM(毎年)</p>
	<p>⑭料金減免措置の有無</p>	<p>無。</p>
	<p>⑮PCT における国内料金減額措置の有無</p>	<p>有。強制ライセンスされた PCT 出願特許は、最初のライセンスの申出からライセンス期間中は年金が半額となる。（知財法第 90 条(5)）</p>
	<p>備考</p>	<p>・議定書出願及び PCT 出願が実用新案登録され。モザンビークに通知されれば、国内実用新案と同一の効力を有する。（知財法第 79 条、第 88 条）</p>

①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2016年3月31日施行、2015年法律第47号) 知的財産法
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ (知財法第101条による知財法第9条の準用、以下、第101条は省略)
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。(知財法第106条) ただし、雇用契約下では、報酬を支払うことを条件に雇用主に帰属する。(知財法第107条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。知財法の基づく手続は、モザンビークに住所を有する利害関係者又はモザンビークで登録された法定代理人又はその事務所によって開始できる。(知財法第10条)
	⑦出願言語	ポルトガル語 (知財法第12条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができる。すなわち、最長の存続期間は25年。(知財法第118条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (知財法第105条(1a))
	⑩「グレース・ピリオド」	出願人若しくはその権利の承継人が行なった行為、又は出願人若しくはその権利の承継人に関して、第三者が行なった濫用に起因する発明の開示日から12月。(知財法第106条による同第29条の準用)
	⑪不登録対象	(1) 法に反する意匠 (2) 公序良俗に反する意匠 (3) 善良な習慣に反する意匠 (知財法第105条(1b))
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。同一区分又は同一物品の構成であれば複数の意匠を同一出願に含めることができる。 (知財法第110条(3))
	⑯関連意匠制度の有無	有。同一区分又は同一物品であれば複数の意匠を同一出願に含めることができる。 (知財法第110条(3))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (知財法第110条(3))
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(モザンビークは、ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はなく、出願は速やかに公告される。 (知財法第111条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 (知財法第112条)
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は公告日から30日以内に(ただし、最長1回30日の延長可)、知的財産庁に異議を申し立てることができる。(知財法第113条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することにより行なうことができる。(知財法第21条)

①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>	
意匠制度	②登録表示義務	無。
	④費用 単位 MZM (モザンビーク・メティカル)	大臣認定証書番号 154/2023 年 12 月 29 日 [出願から登録までに掛かる費用] 基本出願料 4,556.25 MZM 追加出願料 (1 意匠あたり) 315.00 MZM [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料(基本料) 4,556.25 MZM 1 年－5 年 2,250.00 MZM 6 年－10 年 3,000.00 MZM 11 年－15 年 3,750.00 MZM 16 年－20 年 4,500.00 MZM 21 年－25 年 5,250.00 MZM
	⑤料金減免措置の有無	無。
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・モザンビークを指定国とするハラレ議定書出願は、モザンビーク知的財産庁が異議を通知しない限り、国内意匠と同じ効力を有する。(知財法第 120 条) ・ハラレ議定書出願意匠の存続期間は最長 15 年 (議定書第 4 条(6))

①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年3月31日施行、2015年法律第47号) 知的財産法
	③地理的効力の範囲	モザンビーク国内のみ (知財法第101条による知財法第9条の準用、以下、第101条は省略)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、パンジュール議定書締約国、マッドリッドプロトコール締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、スローガン、商号、会社名、地理的表示、原産地名称 (知財法第1条)
	⑥商標の種類	視覚、聴覚及び嗅覚で識別可能な標識。例えば、文字、図形、記号、数字、立体、色彩、音、匂い及びこれらの組み合わせ (知財法第1条)
	⑦出願人資格	合法的な(権限のある当局により許可された)活動に従事又は役務を提供する者 (知財法第112条(2))
	⑧権利付与の原則	先使用主義。善意の先使用権者の優先登録が認められる。(知財法第135条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。知財法の基づく手続は、モザンビークに住所を有する利害関係者又はモザンビークで登録された法定代理人又はその事務所によって開始できる。(知財法第10条)
	⑪出願言語	ポルトガル語。 (知財法第123条(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。(知財法第139条) ただし、登録日又は更新日から5年ごとに「使用意図宣言書」を提出しなければ権利行使することはできない。尚、不使用取消請求がなければ使用証拠を添付しなくても当該宣言書は受理される。(知財法第138条)
	⑬グレース・リオト	無。
	⑭不登録対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 識別性のない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 商品/サービスの出所、性質等について公衆に誤解を生じさせる標章 (4) 国や政府機関等の旗、紋章等の特徴を複製又は模倣した標章 (5) 赤十字等の記章等を複製した標章 (6) モザンビークで周知な商標に同一又は類似の標章 (7) モザンビークで登録された標識の特徴的要素を複製又は模倣した標章 (8) 指定商品・役務に関する一般的、普通の又は説明的な名称 (9) モザンビークで登録されている他人の商標と同一、類似又は翻訳した標章であって、同一の商品/役務に用いる標章 (知財法第121条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知財法第121条(f)、第136条、第137条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(知財法第123条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。不登録事由、識別性及び出願人資格。(知財法第125条(4)) 周知以外の相対的要件については異議申立がなければ審査しない。(知財法第131条)
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">モザンビーク共和国 Republic of Mozambique (MZ)</p>											
商標制度	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。										
	㉑出願公開制度の有無	有。方式審査後、ただちに公開される。 (知財法第 129 条)										
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は公開日から 30 日以内（最長 1 回 60 日の延長可）に異議を申し立てることができる。 (知財法第 130 条)										
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することにより行なうことができる。(知財法第 21 条)										
	㉔不使用取消制度の有無	有。商標権者は、登録日又は更新日から 5 年毎に提出する「使用意図宣言書」をがなく、かつ、利害関係者から請求又は他者の出願審査の障害となれば、商標権の失効が宣言される。当該宣言書の提出と使用証拠の提出により、失効から回復する。(知財法第 138 条)										
	㉕商標分類	国際分類（(ニース協定には未加盟) (知財法第 123 条(3))										
	㉖図形要素の分類	無。										
	㉗譲渡要件	無。(知財法第 140 条)										
	㉘費用 単位 MZM (モザンビーク・メティカル)	<p>大臣認定証書番号 154/2023 年 12 月 29 日</p> <p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">出願料（通常、1 区分につき）</td> <td style="text-align: right;">4,556.25 MZM</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（色彩、1 区分につき）</td> <td style="text-align: right;">5,000.00 MZM</td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">更新料（通常、1 区分につき）</td> <td style="text-align: right;">4,556.25 MZM</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（色彩、1 区分につき）</td> <td style="text-align: right;">5,000.00 MZM</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">使用意図宣言書の提出</td> <td style="text-align: right;">1,350.00 MZM</td> </tr> </table>	出願料（通常、1 区分につき）	4,556.25 MZM	（色彩、1 区分につき）	5,000.00 MZM	更新料（通常、1 区分につき）	4,556.25 MZM	（色彩、1 区分につき）	5,000.00 MZM	使用意図宣言書の提出	1,350.00 MZM
出願料（通常、1 区分につき）	4,556.25 MZM											
（色彩、1 区分につき）	5,000.00 MZM											
更新料（通常、1 区分につき）	4,556.25 MZM											
（色彩、1 区分につき）	5,000.00 MZM											
使用意図宣言書の提出	1,350.00 MZM											
	㉙料金減免措置の有無	無。										
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・議定書出願が、モザンビークを指定国とすれば、国内商標と同様の公開・審査・異議・登録・使用意思宣言の手續と保護が行われる。(知財法第 142 条～第 153 条) ・マドプロ出願が、モザンビークを指定国とすれば、国内商標と同様の公開・審査・異議・登録・使用意思宣言の手續と保護が行われる。(知財法第 154 条～第 162 条) 										